

熊本市保存樹木等支援事業実施要綱

制定 平成27年4月1日環境局長決裁

改正 令和6年1月1日みどり公園課長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例（平成元年条例第18号。以下「条例」という。）第21条第4項の規定に基づき、保存樹木等の所有者等に対する支援の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(支援の内容)

第3条 支援の対象となる者は、保存樹木等の所有者等とする。

2 支援の対象となる事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 樹木の害虫駆除
- (2) 枯枝、折れ枝等の撤去
- (3) 樹木医の診断

(支援の申請)

第4条 前条第2項各号に該当する行為に対して支援を受けようとする所有者等（以下「申請者」という。）は、熊本市保存樹木等支援申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、支援の適否を決定するものとする。

(支援の方法)

第5条 市長は、前条第2項の規定により支援を行うことを決定したものについては、申請者に代わって、第3条第2項各号に掲げる事項を行うものとする。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年1月1日から施行する。